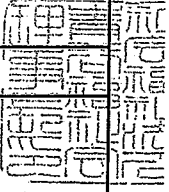




平成25年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成26年2月25日
法人名	社会福祉法人青谷福祉会
担当 (連絡先)	電話 : 0857-85-0117 ファクシミリ : 0857-85-0085 電子メール : aofuku-narisuna@ncn-t.net



指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>1 区分 III-3 青谷子ども学園で代理受領した施設利用者の児童手当について、代理受領後速やかに各施設利用者個人の預金口座に入金されず、一定期間経過後に各施設利用者個人の預金口座に入金されている。 児童手当は、各施設利用者個人に帰属するものであるが、これを長期間、施設の預金口座に滞留させることは、施設が当該児童手当を一時的に流用可能な状態となることとなる。 については、児童手当を施設が代理受領した際には、これを直ちに施設利用者の個人口座へ入金すること。</p>	<p>当法人経理規程第23条に基づき、代理受領した児童手当はこれを直接支出に充てることなく、収入後7日以内に各施設利用者個人の預金口座へ入金する。 (H26.2.13 理事会報告)</p>	<p>H26.2 確認済</p>
<p>2 区分 III-3 平成24年6月4日に購入した特殊浴槽(金額:6,751,500円4)、及び平成24年6月21日に購入した温冷配膳車(金額:1,704,150円)について、複数業者からの見積書は徴されているものの、入札が執り行われていない。 本事案については、貴法人経理規定第62条に規定する「随意契約ができる合理的な理由」に該当しない。 今後、同様の事案が発生した際には、貴法人経理規定第61条に定める指名競争入札を執り行うよう注意すること。</p>	<p>今後同様の事案が発生した際には、当法人経理規程第61条に基づき指名競争入札を行う。 また、当法人経理規程第62条に該当する場合は、その合理的な理由を明記する。 (H26.2.13 理事会報告)</p>	<p>H26.2 確認済</p>